

2013年
2 18 (月)

陳述書

1

夫(義春)は2010年の8月5日に突然の交通事故で亡くなり
2年と6ヶ月となりました。

夫が残した国労バッテ闘争は偉大なものでした。

私は、国労組合員の妻として、夫の遺志を引き継ぎ仲間の人達や弁護士の先生と2年間裁判で「ガンハッセ」をきました。

そして、亡き夫の(義春)の訴えが、東京地裁によて全て取り消されました。

処分は、正当とする会社の言い分をそのまま認めたのです。

今まで何の為に「ガンハッセ」をきたのか、私は悔しくて仕方がありません。

私が東京地裁の判決でどうしても納得が出来ないのは、
「国労バッテ着用」と「四労合意」に対する反対姿勢との間に
直接の関連性はないとか「本件全証拠に照らしても両者の
結びつきをうかがわせる事情は認められない」という点です。

夫は、国労バッテを最後まで着け続け、会社から処分されて
来た事で私達家族は苦しめてきました。

それは、「四労合意」に対する反対姿勢をつらぬく為です。

まさに、直接に関連しているのです。

その事は、私の陳述書(2012年)2月13日にも書いています。

「夫は、常々「市場駄馬で一緒に勤務していた時に2人の仲間
が、「国鉄分割、民営化で首を切られた時の事は忘れる事は
出来ない、その事を思うとどうしても俺は、「バッテ」を外す
事が出来ない」と言っていました。」

私は、四労合意反対の立場から、夫と一緒に集会とか活動を
夫にするようになりましたので、私も分かります。

四労合意は、国鉄1047名の解雇について「国労がJRに
法的責任がない事を認めると記されています。

四労は、「国労に首切りを認める」と、要求をして來たのです。

それに対して、夫の答は「反対」であり、その証として会社から処分を
されて「バッテを外さなかったのです。

それ以外何の理由もありません